

(別紙)

1 質問項目及び内容

県立学校における体罰事案と、今後の体罰から児童・生徒を守る取り組みについて

(1) この程、三重県北部の県立高校 50 代男性教諭が、今年 6 月、授業で誤答した生徒に 70 回の腕立て伏せを強要する体罰を行い、8 月 9 日三重県教育委員会は当該教諭を文書訓告としていたことが明らかになった。この内容について明らかにされたい。

2 回答

令和元年 6 月中旬、高等学校教諭が、3 年生対象の理科の授業で質問に答えられなかった男子生徒 1 名に対し、腕立て伏せを 70 回させ、肉体的苦痛を与える体罰行為を行いました。これ以外に、同教諭は、質問に答えられずに立たせた生徒が、再び答えられなければ椅子の上に立たせ、さらに答えられなければ机の上に立たせるという不適切な指導を行いました。この指導は、5 月頃から、腕立て伏せを強要した男子生徒を含む複数の生徒に複数回行いました。

腕立て伏せを強要された男子生徒は、その後、3 日間学校を欠席しました。

学校では、事案後、同教諭を当該生徒の受ける授業の担当から外す対応をとりました。

県教育委員会は、同教諭の行為について、8 月 9 日付けで文書訓告を行いました。

1 質問項目及び内容

県立学校における体罰事案と、今後の体罰から児童・生徒を守る取り組みについて

(2) 県立学校において、過去 5 年間で体罰と認められる事案は何件あったのか、併せてその概要と処分内容を明らかにされたい。

2 回答

○平成 27 年度 3 件

【減給 1/10 1 月】 1 件

- 平成 27 年 5 月、特別支援学校教諭が特別な支援が必要な小学部の児童 1 名に対し、着替え指導をする際、後ろから両肩を両手で押して児童を転倒させた。児童は床に顔を打ちつけた際、前歯の打撲(約 2 カ月間経過観察が必要)のほか、口内に出血があり、頬に軽度の擦り傷を負った。また、当該教諭は発覚を恐れ、同僚や保護者に対して繰り返し虚偽の説明をしていた。

【文書訓告】 1件

- ・ 平成 27 年 3 月、高等学校教諭が教室にて生徒 1 名を指導する際、頭部をスリッパで 3 回叩いた。

【厳重注意】 1件

- ・ 平成 27 年 9 月、高等学校教諭が体育の授業中、生徒 1 名の授業見学態度を指導する際、頭部を 1 回叩いた。

○平成 28 年度 5 件

【文書訓告】 4 件

- ・ 平成 28 年 5 月、高等学校教諭が生徒 1 名の授業態度を指導する際、同生徒の側頭部を 1 回殴り、加療を要しない程度の青あざができた。
- ・ 平成 28 年 6 月、高等学校教諭が生徒 1 名の授業態度を指導する際、肩付近を 1 回叩き、膝で太ももを 1 回蹴り、顔の正面を 1 回叩いた。
- ・ 平成 28 年 5 月から 6 月、高等学校教諭が部活動指導の際、部員 1 名の髪の毛をつかんで後ろへ押し、臀部を 1 回蹴り、また、別の 3 名の髪の毛をつかんだ。
- ・ 平成 29 年 2 月、高等学校教諭が、体育の授業中に生徒 1 名を指導する際、生徒の背後から両手で顎と後頭部を挟むように押さえて背中から後方に倒した。

【厳重注意】 1件

- ・ 平成 28 年 7 月、高等学校教諭が部活動指導を行う際、部員の胸を部活動で使用するバットで小突きながら壁際に追い詰めて数秒間胸ぐらをつかみ、バットで壁を叩きながら指導を行った。

○平成 29 年度 3 件

【文書訓告】 3 件

- ・ 平成 29 年 6 月、高等学校教諭が部活動終了後に指導を行う際、部員 1 名に足をかけて臀部から倒し、地面で頭を打ち手足に加療を要しない程度の小さな擦り傷ができた。また、同年 5 月頃にも部活動中に同部員を同様に倒した。
- ・ 平成 29 年 9 月、高等学校教諭が部活動の途中で帰ろうとした部員 1 名を指導する際、胸ぐらを両手でつかみ、地面に倒す行為を 2 回行った。
- ・ 平成 29 年 9 月から 11 月、高等学校教諭が練習試合等に遅刻した 3 名の部員を指導する際、いずれも説諭しながら、1 名の頬を 10 回、1 名の頬を 2 回、側頭部を 1 回、1 名の頬を 2 回叩いた。そのうち 1 名は、加療を要しない程度に口内を 1 回切った。

○平成30年度 2件

【文書訓告】1件

- ・平成30年10月、特別支援学校講師が特別な支援が必要な生徒のトイレ介助を行う際、起き上がらない生徒の肘を1回叩いた。

【嚴重注意】1件

- ・平成31年1月、高等学校教諭が、登校指導中の指導に従わず教諭を地面に押し倒した生徒1名に対し、後頭部を1回殴った。

○令和元年度 4件

【文書訓告】3件（当事案を含む）

- ・平成31年4月、高等学校講師が部活動終了後に指導を行う際、部員1名の髪の毛をつかみ臀部を6回程度叩いた。
- ・平成31年4月、特別支援学校講師が給食指導を行う際、指示に従わずパンを食べようとした特別な支援が必要な児童1名の手を1回叩いた。

【嚴重注意】1件

- ・平成31年4月、高等学校教諭が部活動のミーティングの際、指導に従わない部員1名の頬を1回殴った。

1 質問項目及び内容

県立学校における体罰事案と、今後の体罰から児童・生徒を守る取り組みについて

(3) 三重県教育委員会は今年5月に改正された「懲戒処分の指針」において体罰について「① 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした教職員等は、免職又は停職とする。② 児童生徒に上記①以外の体罰をした教職員等は、停職、減給又は戒告とする。」と標準例を示しているところであるが、懲戒処分とならなかった理由を示されたい。処分内容を再考する考えはあるのか見解を示されたい。

2 回答

個別の体罰事案については、被害児童生徒の人数、体罰の頻度・回数・強弱、けがの有無及び程度、被害児童生徒の学齢（小学校低学年や特別支援を要する児童生徒か否か）、事後の対応状況、過去事例との比較、過去に同様の行為を行っていたのかなど、さまざまな観点から懲戒処分に該当するかどうかを判断しています。

懲戒処分に該当すると判断した事案については、「懲戒処分の指針」に掲げる標準例に準拠しながら、処分を決定することとしています。

今年6月の事案については、肉体的苦痛を与えているものの、直接生徒を殴る、蹴るなどの身体に対する侵害までには至っていないことなどを検討し、事案の内容から懲戒処分を科すまでは至らないと判断し、文書訓告としました。

処分内容を再考することは考えていませんが、このようなことを二度と起こさないよう、引き続き当該教諭に対して指導を行ってまいります。

1 質問項目及び内容

県立学校における体罰事案と、今後の体罰から児童・生徒を守る取り組みについて

(4) 体罰について、また体罰を行ってはならない法的根拠についてどのように認識しているのか示されたい。

2 回答

体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されており、児童生徒の心と体の成長をあずかる教職員による体罰は決して許されない行為であり、いかなる理由があっても、体罰を指導という名目で正当化することはできないものと認識しています。

また、体罰は違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるものであり、いかなる場合でも決して許されないものです。

1 質問項目及び内容

県立学校における体罰事案と、今後の体罰から児童・生徒を守る取り組みについて

(5) 他都道府県では「体罰防止ガイドライン」等を独自に策定しているが、このような取り組みも参考にすべきである。今後の体罰防止に向けた実効性ある対応策を示されたい。また、市町や私立学校への対応についても示されたい。

2 回答

昨年度末、「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」を策定し、学校教育に対する信頼確保および不祥事の根絶に取り組んでいます。

5月には、その取組のひとつとして、過去の体罰事例について、事例が起こるまでの経過をたどり、体罰に至った原因・背景は何か、体罰を起こさないために必要なことは何かについて考えるための研修資料を作成しました。県立学校では、この資料を活用し体罰の未然防止に取り組んでいるところです。

また、8月には県立学校長会の場において、校長自身の言葉で改めて教職員に不祥事根絶を伝える機会を設けることや、すべての教職員との対話

を通じて服務規律の遵守を徹底するよう指示しました。9月にも、県立学校長会において体罰根絶の取組について指示しました。

これらの取組状況については、今月から学校訪問を通じて校長から確認するとともに、今後も一つひとつの取組が一人ひとりの教職員に徹底するよう、学校と一体となって取り組んでまいります。

「教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保について」等の通知を改めて周知し、対象者には「アンガーマネジメント講座」等を受講させるなどの取組を進めます。

市町等教育委員会に対しては、体罰根絶に向け、取組が一層進められるよう徹底してまいります。

私立学校に対しましても、毎年、体罰の実態調査を行うとともに、「体罰根絶に向けた取組の徹底について」の通知を送付し、学校における体罰根絶に向けた取組を促しています。また、私立学校の教職員も、県教育委員会が実施している研修を受講するなど、資質の向上に努めています。

今後も引き続き、私立学校において、体罰の未然防止等の取組が促進されるよう支援してまいります。